

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号
氏 名 株式会社カナザワ

（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 金沢幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和7年5月12日
許可の有効年月日 令和12年5月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮・梱包）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類、紙くず、木くず、繊維くず

以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 事業の区分

中間処理（選別・圧縮）

産業廃棄物の種類

金属くず

以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 事業の区分

中間処理（溶融）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 事業の区分

中間処理（分離）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ

以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）



2 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず、繊維くずの圧縮・梱包施設
設置場所：鹿児島県鹿屋市下祓川町3568番1
設置年月日：平成8年7月27日
処理能力：122.4トン/日
- (2) 施設の種類：紙くずの圧縮・梱包施設
設置場所：鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番6
設置年月日：平成16年12月15日
処理能力：144.8トン/日
- (3) 施設の種類：金属くずの選別・圧縮施設
設置場所：鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3
設置年月日：平成13年8月22日
処理能力：20.8トン/日
- (4) 施設の種類：廃プラスチック類の熔融施設
設置場所：鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3
設置年月日：平成13年8月22日
処理能力：0.64トン/日
- (5) 施設の種類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの分離施設
設置場所：鹿児島県鹿屋市下祓川町3569番3
設置年月日：平成28年7月1日
処理能力：5.66トン/日（汚泥）
4.63トン/日（廃油）
6.43トン/日（廃酸）
5.81トン/日（廃アルカリ）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成17年5月12日	
変更許可	平成18年6月19日	事業の区分「中間処理（圧縮・梱包）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類・木くず」を追加
		事業の区分「中間処理（圧縮・梱包）」の事業の用に供する施設「廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くずの圧縮・梱包施設」を「廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず、繊維くずの圧縮・梱包施設」に変更
更新許可	平成22年5月12日	
更新許可	平成27年5月12日	

変更許可	平成 28 年 10 月 31 日	事業の区分に「中間処理（分離）」を追加 事業の用に供する施設に「汚泥，廃油，廃酸，廃 アルカリの分離施設」を追加
更新許可	令和 2 年 5 月 12 日	
更新許可	令和 7 年 5 月 12 日	

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

① 有・無

